

クラブ活動計画

2022～2023



**IMAGINE
ROTARY**

国際ロータリー テーマ
IMAGINE ROTARY
イマジン・ロータリー

国際ロータリー 第2660地区 テーマ
大阪のロータリー100周年を祝おう！

八尾ロータリークラブ テーマ
持続可能なロータリーへ

国際ロータリー第2660地区
八尾ロータリークラブ

国際ロータリー会長 プロフィール

2022-23年度 国際ロータリー会長

ジェニファー E. ジョーンズ
Jennifer E. Jones



Windsor-Roselandロータリークラブ所属
カナダ (オンタリオ州)

ウィンザーにある Media Street Productions Inc. の創業者兼社長。ウィンザー大学の理事長、ウィンザー・エセックス地域商工会議所の会頭を務めたほか、その奉仕活動が称えられ、YMCA Peace Medallion、Queen's Diamond Jubilee Medal を受勲し、カナダ人初のウェイン州立大学 Peacemaker of the Year Award を受賞しました。また、法学の博士号 (LL.D.) を有しています。

女性初の会長に選出されるにあたり、ジョーンズ氏はロータリーの「多様性、公平さ、インクルージョン (DEI) に関する声明」の重要性を理解しています。「多様性、公平さ、インクルージョンを最優先し、女性会員や40歳未満の会員を増やすには、まずリーダー陣がこれを実践し、そのメンバー構成に反映させていく必要があります」とジョーンズ氏。「どちらの目標でも2桁の成長を目指し、決してロータリーファミリー全体を見失わないようにします」

ジョーンズ氏は1997年にロータリーに入会し、RI副会長、理事、研修リーダー、委員会委員長、モデレーター、地区ガバナーを歴任しました。また、ロータリー強化諮問グループ委員長を務め、ロータリーのブランド活性化の取り組みでリーダー的役割を担いました。現在は、ポリオ根絶活動のために1億5000万ドルのファンドレイジングを目指す、「End Polio Now：歴史をつくるカウントダウンキャンペーン委員会」の共同委員長を務めています。2020年には、新型コロナウイルス対応のためのファンドレイジングを目的とした「#ロータリーによる対応」(#Rotary Respondes) のテレソン (Telethon) を先導。このイベントは65,000人以上が視聴しました。

ジョーンズ氏は超我の奉仕賞、ロータリー財団功労表彰状を受賞しているほか、夫のニック・クラヤシッチさんと共に、アーチ・クランフ・ソサエティ、ポール・ハリス・ソサエティ、ロータリー財団遺贈友の会の会員となっています。

国際ロータリー会長 プロフィール 1

地区ガバナー方針 2

クラブ活動方針 4

現況報告

1. 名 称 6

2. 事務所

3. 例会日

4. 地 域

5. 会 員 7

6. 歴代会長・幹事 11

7. 会員年齢構成 13

8. 組織表 14

9. 理事・役員・委員会構成表 16

八尾ロータリークラブ職業分類 17

10. 会計予算 22

11. 行事予定表 23

各委員会 基本方針・活動計画 25

八尾ロータリークラブ定款

地区ガバナー 挨拶・方針

国際ロータリー第2660地区

ロータリアンの皆様、ローターアクターの皆様

国際ロータリー 第2660地区 ガバナー 宮里 唯子
(茨木西RC)



2022-23年度ガバナー就任にあたり、会員皆様にご挨拶を申し上げますと共に、既にガバナーエレクト主催の三大行事でご説明申し上げておりますが、あらためて地区方針への御理解と御協力をお願い申し上げます。

2022-23年度の当地区テーマは、『大阪のロータリー100周年を祝おう！』とし、各クラブは是非それぞれのやり方で100周年をお祝いして下さい。皆様のクラブが創立以来築き上げてきたレガシー（遺産や業績といった将来に引き継がれるべきもの）を祝し、次の100年を迎える準備を進めて下さい。そして本年12月の地区大会において、皆様と共に祝賀の100周年記念行事を迎えたいと思います。

また、あらたに策定致しました地区ビジョン、中期目標（今後3年にわたる行動計画）に掲げましたように、私たち第2660地区のロータリアンとローターアクターはDEI「多様性・公平さ・インクルージョン」を推進し、健康で活力あるクラブを目指し、親睦はもとより世界および地域社会でインパクトのある奉仕を実行し、さらには未来を担う若きリーダーの育成に努めて参ります。

中期目標の実現をより確実なものとするため、さらに2022-23年度達成すべき以下の年次目標も掲げました。

1. より大きなインパクトをもたらす

- ポリオデー（10月24日）にポリオ根絶にちなんだ活動をRAC、IAC、ロータリーファミリーと協働し、発信します。
- 財団補助金（地区補助金・グローバル補助金）活動を実施し、発信します。
- ロータリアンは財団寄付目標（年次基金寄付150ドル、ポリオプラス基金寄付50ドル、*恒久基金寄付30ドル）を達成します。
- ローターアクトクラブは少なくとも5名の会員により合計\$50の財団寄付を達成します。

*恒久基金寄付30ドルについて

従来、当地区では恒久基金寄付について、各クラブ1名以上のベネファクター（累計で初めて\$1,000に達した寄付者に感謝の印としてロータリー財団から贈られる認証）をお願いしておりましたが、2022-23年度以降はクラブ会員一人につき\$30/年の寄付を推奨して参ります。会員一人一人が支える恒久基金は、未来において持続可能なプロジェクトを実施するために必要な財源となります。恒久基金は投資され、元金が支出されることはなく、利用可能な収益の一部がロータリー財団プログラム（クラブの奉仕活動やグローバル奨学生、ロータリー平和フェロー）を恒久的に支えます。

2. 参加者の基盤を広げる

- ローターアクター、インターアクター、ロータリーファミリーと協働して奉仕活動を実施します。
- ロータリーのブランドを正しく使います。
- 革新的クラブ、活動分野に基づくクラブ（衛星クラブ）の設立をめざします。

3. 参加者の積極的なかわりを促す

- 大阪のロータリー100周年を祝います。
- クラブのビジョンや中期計画を作ります、あるいは必要に応じて見直します。
- 例会、フォーラム、研修、IMロータリーデー、新会員研修交流会、その他行事をさらに魅力的な学びの機会とし、参加者基盤を広げ増強します。
- クラブや個人のロータリーの賞の受賞を目指します。
- 米山記念奨学会を支援します。

4. 適応力を高める

- テクノロジーを利用して例会を実施し、交流や親睦を深め、奉仕活動を実行します。
- 会員全員がMy Rotaryに登録することを目指します。
- ラーニングセンターを活用します。

私たち大阪のロータリーは先人たちの築き上げた100年のレガシーを称賛し大切にしますが、果敢に変革にも挑み、今まで以上にインクルーシブなクラブと地区を目指して参ります。

末尾になりましたが、さらなるクラブと地区の発展に向けて、年次目標の達成に御理解と御協力をお願い申し上げます。

クラブ活動方針

持続可能なロータリーへ

会 長
吉 本 憲 司

歴史と伝統のある八尾ロータリークラブの会長という大役を拝命し、望外の光栄であるとともにその重責に身の引き締まる思いでございます。力不足は承知の上ですがクラブの発展に少しでも貢献できますよう、精一杯努力してまいりますので一年間、どうぞよろしくお願いいたします。

国際ロータリーのジェニファー・ジョーンズ会長は、「**イマジン・ロータリー**」を今年度のテーマに掲げられました。

そして世界に広がるロータリーの活動の中で特に強調されているのが、参加者の基盤を広げる「**DEI**」の重要性です。「**多様性 (Diversity)、公平さ (Equity)、インクルージョン (Inclusion)**」を推進する取り組みを、すべてのロータリアンに奨励されています。

また国際ロータリー第2660地区の宮里唯子ガバナーは、「**大阪のロータリー 100 周年を祝おう!**」と呼びかけておられます。さらに今年度から始まる新たな「地区中期3ヶ年目標」では、「**より大きなインパクトをもたらす**」と「**参加者の基盤を広げる**」、「**参加者の積極的なかわりを促す**」、「**適応力を高める**」の4項目を強調されています。

こうした方向性が示される中で当クラブでは今年度、「**持続可能なロータリーへ**」をテーマに各種の活動に取り組んでまいりたいと考えております。DEIを実践し、地域社会での存在価値をより高めていくことで、わがクラブが将来にわたって地域に貢献する団体として存続、発展していくことができるような取り組みを進めてまいりたいと思います。

たとえば会員増強に関しては、ただ闇雲に勧誘を行うだけではなく、多様性を意識した増強も実践してまいります。現在の会員構成から職業分類の分布を改めて調査し、未充填分野の職業を具体的に示すことなどによって入会候補者の推薦を各会員に呼びかけてまいります。在籍者がいない職業の入会者を迎えることができれば、**クラブの多様性**がさらに高まるものと期待します。

あるいは例会の卓話に関しても、特定のテーマを設けるのではなく毎週幅広く多様なジャンルの卓話者を迎えることで、会員の視野を広げ**奉仕のさらなる多様性**につなげてまいります。

また公平さに関しては近年、クラブ内で会長や幹事、委員長に集中する傾向にあった奉仕の機会を見直し、それ以外の会員にもより多くの参加を促すことで**奉仕へのアクセスの平準化**を図ります。これまでは特定の役職にある一部の会員に偏りがちであったさまざまな役割を、できるだけ幅広い会員に担っていただくことで公平さを高め、参加者の基盤を広げると同時に各参加者の積極的なかわりを促してまいります。

会員間における奉仕機会のバランスを再考する試みは、クラブ全体の組織力の強化に寄与するだけでなく、将来のなり手不足を回避し持続可能性を高めることにもつながるものと確信します。さらに

は会員一人ひとりの資質向上や**満足感の改善、参加意識の高揚**にも有益で、すべてのロータリアンが1つでも多くの参加機会を得るよう**配慮 (Care)** できれば、クラブがより**インクルーシブな組織に**進化し、各会員の**心地よさ (Comfort)** もさらに増すことでしょう。

次により大きなインパクトをもたらすため、**各分野や各事業のさらなる連携**を模索してまいります。これまで個別に行ってきた活動を工夫して組み合わせることなどにより、**1+1=3にできないか**、考えてまいります。

RC+IAC、RC+RAC、RAC+IACなどが連携する事業、あるいはこれまで別々に実施してきた事業を共通項によりリンクさせることができれば、より大きなインパクトを地域にもたらすことが可能になります。そしてその結果として事業の効果がさらに大きいものになれば、将来にわたって持続可能な活動となり、わがクラブの存在価値をいっそう高めることにもつながるはずです。

そしてもう一つ、会員の皆様とともに考えていかねばならないのが、「**コロナ下でも持続可能なロータリー**」の**あり方**です。新型コロナウイルスのためにロータリー活動も自粛せざるを得ない状況がここ数年続いてきましたが、これからは「コロナ下でも活動できるロータリー」という新しい姿をイマジンしていく必要があります。

親睦に関してはこの先も、感染拡大状況によってはクラブ全体で開催する大人数での親睦が難しい状況が幾度となく訪れる可能性があります。このため今年度は、委員会単位などこれまでより**少人数で実施する親睦も含めて**計画、実践していただくことを期待します。

また奉仕活動についても、接触を回避するなど**コロナの影響を受けずに実施できる奉仕を模索**していく必要があると思います。会員の皆様の知恵と工夫により、「コロナだからできないロータリー」から発想を転換し、「**コロナでもできるロータリー**」に、イマジネーションを膨らませていけることを希望します。

できない理由を挙げるのは簡単ですが、困難な状況下でもどうすればできるかを考えることが、皆様にとっても、クラブにとっても、**持続可能な新しい一歩**を踏み出す原動力になるはずです。皆さんの想像力を駆使しつつアイデアを出し合い、コミュニケーションをこれまで以上に活発化させながら新たなロータリー像を構築してまいりましょう。

会長としてリーダーシップの発揮を期待される立場ではありますが、私一人が一年間、スポットライトを一手に浴び続けるのは本意ではありません。それよりもむしろ、全会員が順に舞台へ登場してもらい、それぞれに活躍してもらう舞台監督のような役割を目指したいと思っております。そして次々に登場いただく皆様お一人おひとりにスポットライトが当たるように配慮していくのが、理想とする私の役目であります。

今年度の主役は、私ひとりではありません。一年間の八尾ロータリー劇場が展開していく中で、それぞれの場面で各会員がスポットライトを浴びながら輝いていただき2022～23年度という一つの作品を作り上げていく。そんな一年になれば、この上ない喜びであります。

さあともに、**無限に広がるロータリーの可能性をイマジン**してまいりましょう。時にはジョン・レノンの「イマジン」を口ずさみながら…。

現 況 報 告

幹 事 稲田 賢二

1. 名 称
- 八尾ロータリークラブ
- 例会場
- 〒581-0006 八尾市清水町 1 丁目 1 番 6 号 八尾商工会議所会館 3 階
- TEL (072) 9 9 1-2 1 2 9 URL www.yaorc.com
- FAX (072) 9 2 4-0 0 1 0 E-mail : info@yaorc.com
2. 事 務 所
- 同上 2 階
3. 例 会 日
- 毎週水曜日 (12時30分～13時30分)
4. 地 域
- 八尾市全域

ごあいさつ

幹 事 稲田 賢二

この度、幹事という大役を賜りましたことは誠に光栄であり、身の引き締まる思いでございます。諸先輩方が積み重ねてこられた60余年の歴史と伝統を重んじながらも、クラブの状況を把握し、効果的な運営を考え、コロナ後の変化した形での活動に力を尽くしていきたいと考えております。

会員の皆様が充実したロータリーライフを送れるように精一杯努力してまいります。

また3年後に控えた65周年に向けて、この1年間微力ながら職責を全うしたいと思います。

皆様のご理解とご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

5. 会 員 (7月1日現在)

- 会 員 数
- チャーターメンバー 21名 (発足時)
- 総 数
- 60名

● 入退会者一覧

年度	年 月	入会	退会	期末会員数	退 会 理 由
1	1961.3～ 1962.6	30	3	27	転出 3
2	1962.7～ 1963.6	6	3	30	業務多忙 2 転出 1
3	1963.7～ 1964.6	8	3	35	死亡 2 職業分類喪失 1
4	1964.7～ 1965.6	5	1	39	転出 1
5	1965.7～ 1966.6	7	4	42	業務多忙 2 転出 2
6	1966.7～ 1967.6	2	5	39	転出 3 職業分類喪失 2
7	1967.7～ 1968.6	4	2	41	死亡 1 病弱 1
8	1968.7～ 1969.6	9	6	44	転出 2 職業分類喪失 2 死亡 1 病弱 1
9	1969.7～ 1970.6	9	3	50	転出 2 死亡 1
10	1970.7～ 1971.6	8	4	54	業務多忙 2 転出 1 病弱 1
11	1971.7～ 1972.6	10	8	56	病弱 2 死亡 1 業務多忙 2 転出 2 職業分類喪失 1
12	1972.7～ 1973.6	6	5	57	転出 3 業務多忙 1 病弱 1
13	1973.7～ 1974.6	3	2	58	転出 2 業務多忙 1
14	1974.7～ 1975.6	5	3	60	転出 1 業務多忙 2
15	1975.7～ 1976.6	6	1	65	業務多忙 1

16	1976.7～ 1977.6	5	5	65	業務多忙3 病弱1 死亡1
17	1977.7～ 1978.6	6	1	70	死亡1
18	1978.7～ 1979.6	3	4	69	病弱4
19	1979.7～ 1980.6	4	6	67	死亡2 業務多忙2 転出2
20	1980.7～ 1981.6	4	6	64	死亡1 一身上都合3 業務多忙1 転出1
21	1981.7～ 1982.6	12	5	71	死亡1 一身上都合2 転出2
22	1982.7～ 1983.6	6	2	74	死亡1 業務多忙1
23	1983.7～ 1984.6	5	6	73	死亡1 業務多忙2 転出2 病弱1
24	1984.7～ 1985.6	6	4	75	転出2 死亡1 業務多忙1
25	1985.7～ 1986.6	3	4	74	転出2 死亡2
26	1986.7～ 1987.6	6	5	75	転出1 一身上都合2 業務多忙1 病弱1
27	1987.7～ 1988.6	4	3 (5)	76 (74)	転出1 一身上都合(1) 病弱(1) 死亡1 業務多忙1
28	1988.7～ 1989.6	2	3 (1)	74 (73)	死亡2 一身上都合(1)
29	1989.7～ 1990.6	9	4 (1)	78 (77)	死亡2 転出2 業務多忙(1)
30	1990.7～ 1991.6	3	6 (3)	77 (74)	業務多忙5 病弱1
31	1991.7～ 1992.6	5	2	77	死亡1 転出1
32	1992.7～ 1993.6	5	3 (1)	80 (79)	業務多忙 ² ₍₁₎ 転出1
33	1993.7～ 1994.6	5	5 (2)	81 (79)	死亡2 転出1 業務多忙1 一身上都合1
34	1994.7～ 1995.6	7	5 (1)	81 (80)	死亡2 転出1 病弱1 一身上都合2

35	1995.7～ 1996.6	7	5 (1)	82 (81)	死亡2 病弱1 転出2 業務多忙(1)
36	1996.7～ 1997.6	6	3 (1)	84 (83)	業務多忙2 転出1 一身上都合1
37	1997.7～ 1998.6	7	3 (1)	87 (85)	業務多忙2 転出3
38	1998.7～ 1999.6	5	4 (2)	88 (86)	死亡1 一身上都合3
39	1999.7～ 2000.6	6	5 (3)	87 (84)	死亡2 病弱 ² ₍₂₎ 転出 ¹ ₍₁₎
40	2000.7～ 2001.6	5	3 (6)	86 (80)	転出1(1) 一身上都合2(3) 病弱(1) 業務多忙(1)
41	2001.7～ 2002.6	5	4	84 (81)	業務多忙(1) 転出(2) 病弱(1)
42	2002.7～ 2003.6	6	4	83	業務多忙(2) 死亡(1) 健康都合(1)
43	2003.7～ 2004.6	8	1	90	死亡(1)
44	2004.7～ 2005.6	2	6	86	死亡(1) 業務多忙(4) 健康都合(1)
45	2005.7～ 2006.6	2	5	83	業務多忙(3) 健康都合(2)
46	2006.7～ 2007.6	5	5	83	業務多忙(4) 健康都合(1)
47	2007.7～ 2008.6	2	4	81	業務多忙(1) 死亡(1) 健康都合(2)
48	2008.7～ 2009.6	6	5	82	業務多忙(5)
49	2009.7～ 2010.6	3	2	83	健康都合(2)
50	2010.7～ 2011.6	2	12	73	業務多忙(6) 健康都合(5) 死亡(1)
51	2011.7～ 2012.6	4	13	64	死亡2 転勤1 病気療養1(1) 業務多忙9(6)
52	2012.7～ 2013.6	2	6	60	死亡1 業務多忙5(2)
53	2013.7～ 2014.6	2	3	59	死亡1 業務多忙2(1)

54	2014.7～ 2015.6	1	7	53	死亡1 健康都合1(1) 病気療養1(1) 業務多忙4(2)
55	2015.7～ 2016.6	7	4	56	業務多忙(3) 健康都合(1)
56	2016.7～ 2017.6	4	6	54	死亡(1) 健康都合(1) 転出(1) 業務多忙(2) 転勤(1)
57	2017.7～ 2018.6	5	1	58	業務多忙(1)
58	2018.7～ 2019.6	4	2	60	業務多忙(2)
59	2019.7～ 2020.6	8	0	68	
60	2020.7～ 2021.6	1	7 (2)	62	健康都合(7)
61	2021.7～ 2022.6	8	10	60	死亡1 健康都合4(3) 業務多忙4(3) 転勤1(1)

() 印は6月末日退会

6. 歴代会長・幹事

年 度	会 長	副 会 長	幹 事	副 幹 事
1960～61	田 中 誠 三 郎	片 岡 兼 二	柴 谷 好 則	
1961～62	田 中 誠 三 郎	片 岡 兼 二	柴 谷 好 則	
1962～63	杉 本 萬 五 郎	中村忠夫・影山光二	仲 谷 常 次	大 東 英 一
1963～64	中 村 忠 夫	青 木 豊 隆	長谷川善吾	戸 田 孝
1964～65	今 川 三 郎	古 藤 敏 夫	平野大太郎	戸 田 孝
1965～66	平野大太郎	西 本 幸 生	戸 田 孝	片 岡 信 雄
1966～67	青 木 豊 隆	田 中 彰	戸 田 孝	杉 本 一 三
1967～68	安 田 光 憲	山階忠四郎	杉 本 一 三	中 野 通 雄
1968～69	永 井 武	戸 田 孝	杉 本 一 三	片 岡 信 雄
1969～70	長谷川善吾	杉山英治郎	片 岡 信 雄	柏 原 俊 夫
1970～71	戸 田 孝	杉 本 一 三	山 畑 雅 裕	谷 村 安 脩
1971～72	渡 辺 奇 敏	山 口 秀 高	前 田 東	谷 村 安 脩
1972～73	山 口 秀 高	高 井 保 雄	増 田 鼎	堀 井 繁 寛
1973～74	高 井 保 雄	天 野 昌 利	堀 井 繁 寛	佐 野 匡 史
1974～75	天 野 昌 利	杉 本 一 三	柏 原 俊 夫	佐 野 匡 史
1975～76	田 中 彰	増 田 鼎	古 川 利 行	当 座 幸 男
1976～77	杉 山 英 治 郎	山 畑 雅 裕	佐 野 匡 史	柏 原 俊 夫
1977～78	古 藤 敏 夫	中西喜三郎	田 中 光 雄	山 田 真 吾
1978～79	杉 本 一 三	田 中 純 吉	永 井 敬 二	神 崎 繁
1979～80	増 田 鼎	古 川 利 行	吉 川 鹿 雄	平 松 秀 一
1980～81	藤 本 直	谷 村 安 脩	当 座 幸 男	板 倉 與 兵 衛
1981～82	辻合喜代太郎	柏 原 俊 夫	平 松 秀 一	坂 上 節 哉
1982～83	山 畑 雅 裕	佐 野 匡 史	吉 田 八 郎	安原源一・小川 寛
1983～84	三 木 利 雄	安 原 源 一	坂 上 節 哉	三 岡 嘉 治
1984～85	田 中 純 吉	古 村 桂	松 本 新 太 郎	森 川 勝
1985～86	吉 川 鹿 雄	片 岡 信 雄	板 倉 與 兵 衛	高 木 優 一
1986～87	谷 村 安 脩	植 野 重 雄	木 村 義 一	新 居 恒 男
1987～88	柏 原 俊 夫	平 松 秀 一	橋 本 雄 司	加 藤 安
1988～89	安 原 源 一	吉 田 八 郎	渡 辺 梓	坂 本 憲 治
1989～90	古 村 桂	坂 上 節 哉	山 口 幸 雄	田 中 昌 之

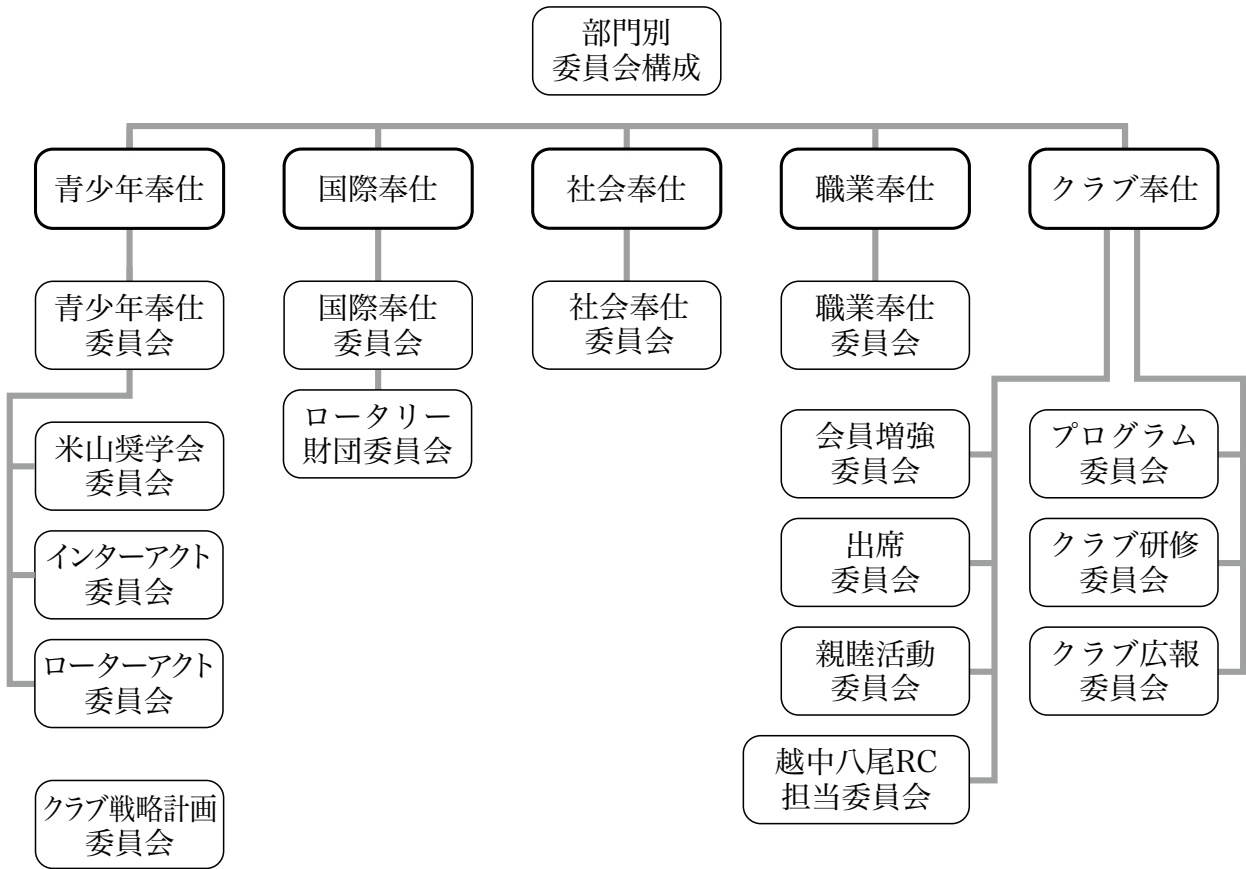
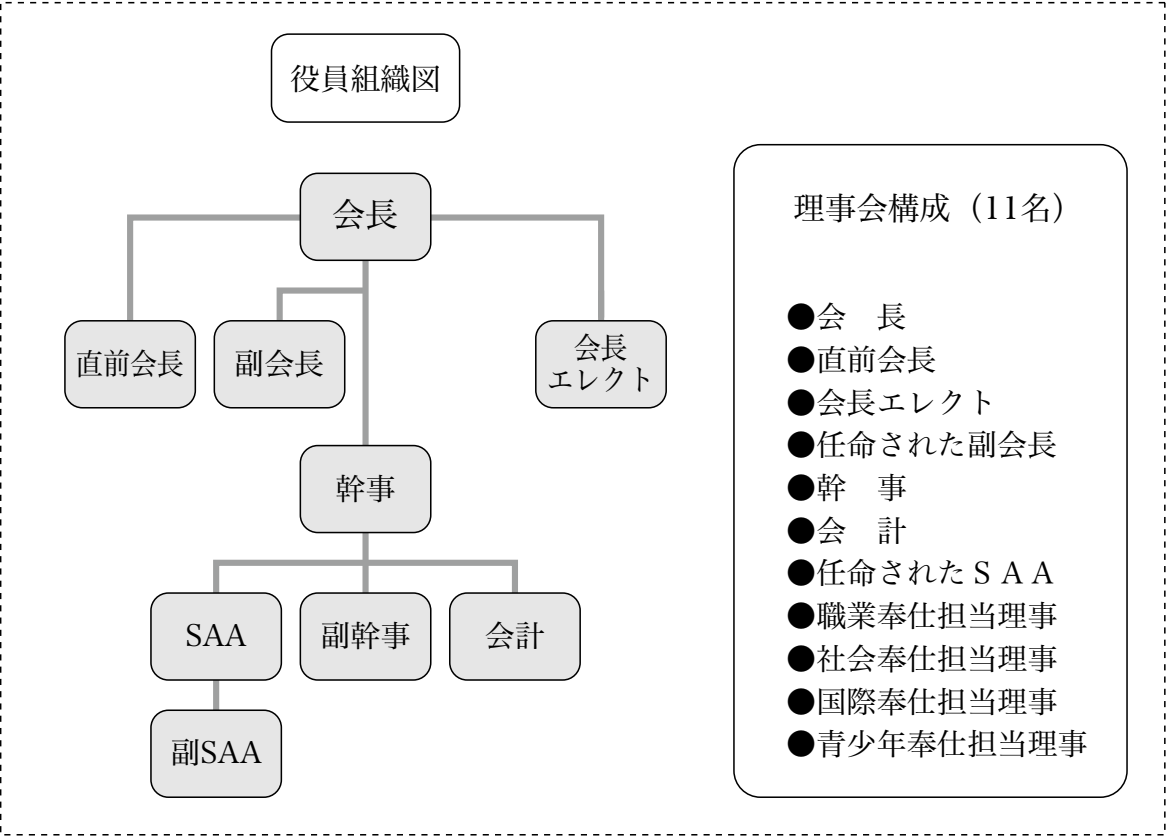
年 度	会 長	副 会 長	幹 事	副 幹 事
1990～91	佐 野 清	岩 田 良 三	小 川 寛	中 西 啓 詞
1991～92	植 野 重 雄	板倉與兵衛・吉川秀次郎	森 川 勝	池 尻 誠
1992～93	仲 谷 常 次	松本新太郎・柴田英一	大 槻 美 佐 夫	永 井 忠
1993～94	平 松 秀 一	三岡嘉治・小倉九蔵	田 中 昌 之	今 川 憲 治
1994～95	吉 田 八 郎	木村義一・那須郷麿	高 木 優 一	中 川 將
1995～96	坂 上 節 哉	力石恒夫・吉成敏行	居 相 英 機	後 藤 孝 吉
1996～97	松 本 新 太 郎	森川 勝・山口幸雄	加 藤 隆	原 田 正 義
1997～98	板 倉 與 兵 衛	高木優一・今井 博	中 島 孝 夫	正 野 憲
1998～99	木 村 義 一	橋本雄司・渡辺 祥	中 西 啓 詞	山 田 隆 章
1999～2000	高 木 優 一	小川 寛・大槻美佐夫	坂 本 憲 治	高 橋 一 郎
2000～01	森 川 勝	田中昌之・居相英機	池 尻 誠	小 山 悦 治
2001～02	山 口 幸 雄	加藤 隆・正田常雄	今 川 憲 治	井 川 孝 三
2002～03	橋 本 雄 司	中西啓詞・中谷武男	中 川 將	小 林 成 禎
2003～04	大 槻 美 佐 夫	後藤孝吉・池尻 誠	奥 田 勝 啓	尾 山 浩 司
2004～05	中 島 孝 夫	今川憲治・原田正義	下 城 圓	今 西 敦 之
2005～06	居 相 英 機	坂本憲治・高井榮彌	村 本 順 三	久 尾 潤 一 郎
2006～07	後 藤 孝 吉	奥田勝啓・吉田義行	高 橋 一 郎	川 田 隆
2007～08	池 尻 誠	田中義明・鈴木脩弘	正 野 憲	吉 本 憲 司
2008～09	今 川 憲 治	小 山 悦 治	井 川 孝 三	野 田 重 夫
2009～10	坂 本 憲 治	村 本 順 三	山 本 昌 市	谷 口 俊 文
2010～11	中 西 啓 詞	中 川 廣 次	山 本 勝 彦	長 竹 浩
2011～12	小 山 悦 治	菅 野 茂 人	植 健 次	吉 田 法 功
2012～13	井 川 孝 三	山 本 昌 市	田 中 康 正	松 村 康 司
2013～14	高 井 榮 彌	山本勝彦・井川孝三	川 田 隆	水 野 雅 由
2014～15	中 川 將	濱 岡 千 寿 郎	吉 本 憲 司	稲 田 賢 二
2015～16	村 本 順 三	笠 井 実	飯 田 寛 光	小 谷 逸 朗
2016～17	山 本 昌 市	田 中 康 正	山 陰 恭 志	中 西 広 美
2017～18	菅 野 茂 人	宇 野 泰 正	長 竹 浩	幡 田 賀 紀
2018～19	山 本 勝 彦	稲田賢二・柏木武生宜	澁 谷 登 志 和	福 田 隆 教
2019～20	笠 井 実	小 谷 逸 朗	吉 田 法 功	相 馬 康 人

年 度	会 長	副 会 長	幹 事	副 幹 事
2020～21	飯 田 寛 光	吉 本 憲 司	松 井 良 介	野 村 俊 隆
2021～22	田 中 康 正	児 林 秀 一	新 宮 一 誓	曾 家 清 弘
2022～23	吉 本 憲 司	長 竹 浩	稲 田 賢 二	大 槻 恭 介

7. 会員年齢構成 平均 59.77歳 最低 30歳 最高 88歳

30代 6名 50代 22名 70代 7名
40代 5名 60代 13名 80代 7名

8. 組織表



役 員		理 事
会 長	吉 本 憲 司	吉 本 憲 司
直 前 会 長	田 中 康 正	田 中 康 正
会長エレクト	児 林 秀 一	児 林 秀 一
副 会 長	長 竹 浩	長 竹 浩
幹 事	稲 田 賢 二	稲 田 賢 二
会 計	中 川 廣 次	中 川 廣 次
S A A	山 陰 恭 志	山 陰 恭 志
補 佐		野 村 俊 隆
副 幹 事	大 槻 恭 介	富 田 宏
副 S A A	山 本 昌 市	鍋 島 圭 太
	吉 田 法 功	宮 川 清
	小 谷 逸 朗	
	平 尾 貴 英	
	大 橋 裕 之	
	福 村 修 一	
	原 田 達 也	
	浦 上 健 司	
	倉 角 和 弥	
	加 藤 優	

9. 2022～2023年度 理事・役員・委員会構成表

	役 員	副	理事・役員会構成
会 長	吉本		吉本・田中(正)・児林(秀)・長竹・稲田・中川 山陰・野村・富田・鍋島・宮川
直前会長	田中(正)		
会長エレクト	児林(秀)		
副 会 長	長竹		
幹 事	稲田	大槻	
会 計	中川		
S A A	山陰	山本(昌)・吉田・小谷・平尾・大橋・福村・原田・浦上・倉角・加藤	

委員会・担当理事	小委員会	委員長	副委員長	委 員
クラブ 管理運営 委員会 長竹	会員増強委員会	松井	鍋島	居相・池尻・山本(勝)・柏木・大熊 鼓呂雲・森川
	出席委員会	原田	中川	池尻・濱岡・友田・出口
	親睦活動委員会	田中(正)	新宮	吉田・児林(秀)・西村・曾家・竹中・浦上 倉角・田中(貴)・出口・加藤・児林(健)・北山
	越中八尾委員会	澁谷	小谷	濱岡
	プログラム委員会	相馬	山本(勝)	高井・村本・山口・柏木・佐々木
	クラブ研修委員会	松本	井川	柏木・松井・新宮・山陰・吉田
	クラブ広報委員会	谷口	菅野	居相・原田・田中(貴)・児林(健)
職業奉仕委員会		野村	倉内	寺坂・山本(勝)・宇野・小谷・友田 児林(健)・北山
社会奉仕委員会		富田	浦上	菅野・松井・澁谷・平尾
国際奉仕委員会		鍋島	松井	中島・飯田・西村・福村
	ロータリー財団委員会	平尾	山本(昌)	大熊・相馬・倉内
青少年奉仕委員会		宮川	福田	山本(昌)・吉田・児林(秀)・鼓呂雲・松岡
	インターアクト委員会	竹中	加藤	中島・新宮・大熊・曾家・浦上
	ローターアクト委員会	曾家	山本(隆)	菅野・田中(正)・大槻・友田・大橋 倉角・北山
	米山奨学委員会	福村	倉角	山本(義)・村本・山口・飯田・加藤
クラブ戦略計画委員会		井川	吉本	佐野・松本・田中(正)・長竹・稲田・児林(秀)

	*米山奨学生カウンセラー		井川
*地区出向	諮問委員会	委 員	松本
	職業奉仕委員会	委 員 長	小谷
	ロータリー財団委員会資金管理小委員会	委 員 長	相馬
	R Y L A委員会	委 員 長	友田
	インターアクト委員会	委 員 長	曾家
	ローターアクト委員会	副委員長	児林
	ローターアクト委員会	委 員	大槻

八尾ロータリークラブ職業分類

2022年7月1日現在

実 業 の 部	大 分 類	中 分 類	
1 資源及びその関係	2 エネルギー関係	1 農業・園芸	
		2 漁業・水産業	
		3 石炭業・鉱油工業	
	3 建築関係	1 航空宇宙産業	
		1 建設業・請負業	
	4 製造業及び配布業	2 工事業・設備業	
		1 金属加工業	11 化学工業
		2 船舶・航海用具	12 ゴム工業
		3 金物	13 食品工業
		4 計量・測定・分析機器	14 データ処理機器
		5 電気・電子工業	15 綿工業
		6 自動車工業	16 家具・備品・家庭用品
		7 機械・装置	17 販売促進材料
		8 紙工業	18 学校教材
		9 ガラス工業	
	10 プラスチック工業		
	5 流通	1 貿易	
	6 業務	1 印刷・出版	6 通信事業
2 警備		7 飲食	
3 金融・保険		8 サービス業	
4 不動産		9 葬儀	
5 倉庫		10 小売業	
7 開発			
専門職業の部		1 法律	6 学校教育
		2 経済	7 宗教
		3 医療施設	8 団体
	4 医師		
	5 薬学		

八尾ロータリークラブ職業分類表

実 業 の 部

〔 1. 資源及びその関係〕

中 分 類	小 分 類	正 会 員	
1 農業・園芸	1 園芸	稲 田 賢 二	
	2 造園		
	3 造園業		
2 漁業・水産業	1 漁業用ロープ		
3 石炭業・鉱油工業	1 石炭販売		
	2 石油販売		

〔 2. エネルギー関係〕

1 航空宇宙産業	1 航空	鼓呂雲 健 造	
----------	------	---------	--

〔 3. 建築関係〕

1 建設業・請負業	1 建築	山 本 昌 市 中 川 廣 次 西 村 衛 澁 谷 登志和 菅 野 茂 人	新 宮 一 誓
	2 建築設計		
	3 総合建設		
	4 塗装業		
	5 設計監理		
	6 建築コンサルタント		
	7 建築請負		
	8 建築資材リース		
	9 建築内装業		
2 工事業・設備業	1 ガス設備	柏 木 武生宜 飯 田 寛 光 山 本 勝 彦 吉 田 法 功 濱 岡 千寿郎	
	2 空調設備		
	3 通信・信号工事		
	4 電気設備・消防設備		
	5 めっき		

〔 4. 製造業及び配布業〕

1 金属加工業	1 金属製品製造	富 田 宏	平 尾 貴 英
	2 プレス加工		
	3 綿材加工		
	4 コンベア部品製造		
2 船舶・航海用具	1 船舶用品製造		
3 金物	1 建築金物製造		
4 計量・測定・分析機器	1 計量器製造		

中 分 類	小 分 類	正 会 員	
5 電気・電子工業	1 電気器具製造		
	2 電子部品製造		
6 自動車工業	1 自動車販売	山 本 隆 一	
7 機械・装置	1 工業用炉	山 本 義 治 寺 坂 哲 之 村 本 順 三	
	2 工作機械部品製造		
	3 製本機械		
	4 コンベアー		
8 紙工業	1 紙管製造	井 川 孝 三	
	2 紙器製造		
	3 紙加工		
9 ガラス工業	1 瓶製造		
	2 ガラス繊維加工		
	3 魔法瓶製造		
10 プラスチック工業	1 プラスチック製品製造	鍋 島 圭 太	
	2 プラスチック製品販売		
11 化学工業	1 化学薬品製造	松 本 新太郎	
	2 界面活性剤製造		
	3 石鹼製造		
	4 無機工業薬品製造		
12 ゴム工業	1 工業用ゴム製造		
	2 工業精密部品製造・販売		
13 食品工業	1 飴菓子製造	中 島 孝 夫 池 尻 誠	
	2 洋菓子製造		
	3 和菓子製造		
	4 パン製造		
	5 穀物販売		
	6 米菓製造		
	7 乳製品製造		
	8 油脂製品製造		
	9 食品卸・ギフト		
	10 食品製造		
14 データ処理機器	1 コンピューター関係サプライ	福 村 修 一	
15 綿工業	1 撚糸製造	原 田 達 也	北 山 弾 也
	2 繊維加工業		
16 家具・備品・家庭用品	1 歯刷子製造	佐 野 清	

中 分 類	小 分 類	正 会 員	
	2 歯刷牙販売 3 仏壇製造 4 仏壇販売 5 ファスナー製造 6 結納品 7 呉服販売	谷 口 善 紀 長 竹 浩	
17 販売促進材料	1 POPの加工及び販売		
18 学校教材		宇 野 泰 正	

〔 5 . 流 通 〕

1 貿易商	1 外国貿易		
-------	--------	--	--

〔 6 . 業 務 〕

1 印刷・出版	1 印刷 2 オフセット印刷 3 シール裁断	吉 本 憲 司	
2 警備	1 警備業		
3 金融・保険	1 銀行 2 保険 3 証券	小 谷 逸 朗	
4 不動産	1 ビル経営 2 土地賃貸 3 不動産管理 4 不動産コンサルタント 5 不動産販売 6 建物賃貸	山 口 智 士 松 井 良 介 曾 家 清 弘 出 口 貴 士	
5 倉庫	1 運輸倉庫	高 井 榮 彌 大 槻 恭 介	田 中 康 正 田 中 康 貴
6 通信事業	1 電話事業		
7 飲食	1 レストラン 2 給食 3 料亭 4 居酒屋	竹 中 浩 人	
8 サービス業	1 洗車業 2 旅行斡旋業 3 音楽事務所 4 貸切バス 5 人材派遣	山 陰 恭 志 宮 川 清	

中 分 類	小 分 類	正 会 員	
	6 環境衛生商品レンタル	福 田 隆 教	
9 葬儀	1 葬儀業		
10 小売業	1 眼鏡販売 2 百貨店 3 ペット食品 4 福祉用具	大 熊 勉 加 藤 優 児 林 健 太	

〔 7 . 開 発 〕

専 門 職 業 の 部

1 法律	1 弁護士 2 司法書士 3 行政書士 4 社会保険労務士	松 岡 伸 晃 野 村 俊 隆	
2 経済	1 税理士	倉 内 雅 寛	
3 医療施設	1 公立病院 2 私立病院		
4 医師	1 内科医 2 外科医 3 小児科医 4 産婦人科医 5 耳鼻咽喉科医 6 歯科医 7 口腔外科医 8 矯正歯科医 9 物療科士	佐々木 洋 森 川 充 康	
5 薬学	1 薬剤師 2 医薬品製造 3 医薬品販売	大 橋 裕 之	
6 学校教育	1 大学 2 高等学校 3 幼稚園 4 学習塾	浦 上 健 司	
7 宗教	1 仏教 2 神道	友 田 昭	
8 団体	1 社会福祉 2 政経文化研究所	児 林 秀 一 倉 角 和 弥	相 馬 康 人

10. 2022～2023年度 会計予算

1. 委员会・管理部门

[illegible]

2. 奉仕部門

収入の部		
	前年度	本年度
繰越金	8,561,910	9,344,567
収入	5,580,000	4,750,000
利息		
合計	14,141,910	14,094,567

3. その他の収入

	前年度	本年度
繰越金	144,809	834,814
65周年積立金	690,000	630,000
利息	5	5
合計	834,814	1,464,819

支出の部				
部門	委員会名		前年度	本年度
委員会	クラブ 管理運営	会員増強	50,000	50,000
		出席	50,000	50,000
		親睦	1,700,000	2,000,000
		プログラム	1,000,000	1,000,000
		クラブ研修	100,000	100,000
		クラブ広報	1,800,000	1,600,000
		越中八尾RC	30,000	130,000
	S	A A	900,000	900,000
	予備費		0	300,000
小計①		5,630,000	6,130,000	

部門	項 目	前年度	本年度
管 理	会 食 費	5,033,600	4,900,500
	会 場 費	1,188,440	1,215,450
	賃 借 費	1,400,000	1,400,000
	給 与	2,600,000	2,500,000
	退 職 積 立 金	0	0
	福 利 厚 生 費	450,000	340,000
	顧 問 料	50,000	150,000
	備 品 費	30,000	30,000
	消 耗 品 費	800,000	1,200,000
	図 書 費	10,000	10,000
	通 信 費	350,000	530,000
	印 刷 費	400,000	600,000
	慶 弔 費	400,000	400,000
	諸 謝 費	360,000	225,000
	研 修 費	120,000	120,000
	光 熱 費	100,000	100,000
	諸 会 議 費	50,000	100,000
雑 費	105,000	150,000	
リ ー ス 料	587,680	587,680	
予 備 費	1,900,942	1,816,364	
小 計②		15,935,662	16,374,994
合 計 (①+②)		21,565,662	22,504,994

支出の部			
委員会名		前年度	本年度
社	会	2,080,000	1,700,000
職	業	50,000	500,000
国 際 奉 仕		1,000,000	800,000
	ロータリー財団	0	0
青 少 年 奉 仕		1,100,000	600,000
	米 山 奨 学	50,000	50,000
	インターアクト	700,000	700,000
	ローターアクト	600,000	400,000
予	備 費	8,444,282	9,344,567
合 計		14,024,282	14,094,567

11. 2022～2023年度 行事予定表

月	日	ク ラ ブ 行 事
7	6	初例会・理事会 大阪柏原・八尾東ＲＣ会長・幹事より表敬訪問
	12	大阪柏原ＲＣへ表敬訪問（12：30～）
	13	例会 初親睦会 大阪フレンド・八尾中央ＲＣより表敬訪問
	15	八尾東ＲＣへ表敬訪問（12：30～）
	16	合同地区委員会（大阪ＹＭＣＡ国際文化センター）
	20	例会 大阪フレンドＲＣへ表敬訪問
	23	クラブ米山委員長・カウンセラー研修会（大阪ＹＭＣＡ国際文化センター）
	26	八尾中央ＲＣへ表敬訪問（18：30～）
	27	例会
8		会員増強・新クラブ結成推進月間
	2	リーダー研（曙川中学校）
	2－3	インターアクト研修（広島）
	3	例会・理事会
	6	クラブ職業奉仕委員長会議（大阪ＹＭＣＡ国際文化センター）
	10	例会休会
	17	例会 ガバナー公式訪問
	17－18	「自然の中で」（国立曽爾青少年自然の家） 出発式：成法中学校
	24	例会
	27	クラブ青少年奉仕合同委員長会議
31	例会	
9		基本的教育と識字率向上月間/ロータリーの友月間
	3	地区ロータリー財団セミナー（大阪ＹＭＣＡ国際文化センター）
	7	例会・理事会
	10	金光八尾高校文化祭
	14	例会
	17	クラブ国際奉仕・社会奉仕合同委員長会議（大阪ＹＭＣＡ国際文化センター）
	21	例会
	23－25	秋のＲＹＬＡセミナー（パナソニックリゾート大阪）（ホスト：茨木ＲＣ）
28	例会 クラブ協議会（ガバナー補佐・ガバナー補佐エレクト）	
10		地域社会の経済発展月間/米山月間
	5	例会・理事会
	8	地区公共イメージ向上セミナー（大阪ＹＭＣＡ国際文化センター）
	12	例会
	19	例会
26	例会	
11		ロータリー財団月間
	2	例会・理事会
	9	例会
	16	例会
	23	例会休会
30	例会	
12		疾病予防と治療月間
	7	例会・理事会
	14	例会
	16－17	地区大会 本会議他（大阪国際会議場・リーガロイヤルホテル）
	21	例会
28	例会休会	

クラブ管理運営委員会

委員長	長	竹	浩
委員	松	井	良介
	原	田	達也
	田	中	康正
	澁	谷	登志和
	相	馬	康人
	松	本	新太郎
	谷	口	善紀

1. 基本方針

ここ数年、我々の経済活動や働き方、生活スタイルが激しく変化し、人々の思考も大きく変わりました。ロータリークラブにおいても例会や奉仕活動が制限されてきましたが、本年度の吉本会長が掲げた「持続可能なロータリー」の理念を共有し、7つの委員会が連動した活動を通じて円滑かつ活力のあるクラブ運営に努めます。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活動計画

- (1) 多様性を踏まえた入会候補者の掘り起こし及び会員の維持
- (2) 充実した例会の構築、クラブ内の結束や相互の親睦を図るための親睦行事の開催
地区研修や協議会等の行事への出席要請
- (3) 各委員会が連携を強化し効率的な奉仕活動を実施する
- (4) 各事業への積極的な参加を呼びかけ、組織力の強化に繋げる
- (5) 研修プログラムの開催
- (6) クラブ活動を内外へ発信

会員増強委員会

委員長	松	井	良介		
副委員長	鍋	島	圭太		
委員	居	相	英機	池	尻誠
	山	本	勝彦	柏	木武生宜
	大	熊	勉	鼓	呂雲健造
	森	川	充康		

1. 基本方針

今年度テーマであります「持続可能なロータリーへ」の実践として、多様性を意識した増強を考えていきます。未充填分野の職業分類を意識し、勧誘すること、より会の魅力が深まる様に取り組みます。

また会員数の減少は組織にとっては最も避けるべき事案であり、その為にはまず魅力ある組織作りを課題とし、魅力ある組織であるための人材発掘に注力致します。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

前年度入会頂いたメンバー皆様は、コロナ禍の中通常のロータリーを経験しておりません。

今年度は前年度入会メンバーの方々が、よりロータリー活動を理解し楽しめる様にサポートをお願いしますという引き継ぎ事項を頂いております。

3. 活動計画

今年度会員増強委員会では、コロナ禍の終焉を踏まえて、さらなる会員拡大を目指し、各委員メンバーが自身の周りのこの人と思う方々を少なくとも1人紹介して頂けるように活動してまいります。

出席委員会

委員長	原 田 達 也
副委員長	中 川 廣 次
委 員	池 尻 誠
	濱 岡 千寿郎
	友 田 昭
	出 口 貴 士

1. 基 本 方 針

コロナウィルス感染症の終息がまだ見通せない状況の中、本業また身体に支障の無いようにロータリー活動の基本である「例会の出席」を会員の皆様全員にお願いします。

S A A、プログラム委員会とも連携して、楽しい例会にしていければと思います。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活 動 計 画

- (1) コロナ禍が落ち着けば、出席率100%例会日を設定し、出席率の向上を目指します。
- (2) 例会での出席報告を行います。
- (3) 例会に出席できない場合は、メイクアップを行うように奨励します。

親睦活動委員会

委員長	田中康正								
副委員長	新宮一法								
	吉田村浩								
	西竹倉出								
	児林								

1. 基 本 方 針

国際ロータリーのジェニファー・ジョーンズ会長の今年度のテーマは「**イマジン・ロータリー**」です。また、本地区の宮里唯子ガバナーは「**大阪のロータリー100周年を祝おう！**」と呼びかけておられます。当クラブも両テーマを念頭に置きながら会長テーマに沿って、奉仕のさらなる多様性を模索しつつ、ロータリーの基本精神である「親睦と友情」を深めながら、毎週の例会を親睦活動の中心と考え、多くの会員が楽しく参加できるような親睦活動を計画してまいります。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活 動 計 画

- (1) S A Aと連携、協力し、コロナ禍でも安心して楽しめる雰囲気で開催されるように協力します。
- (2) 他の奉仕委員会の奉仕活動を通じて、会員、家族の親睦を深めるような親睦活動を行います。特に八尾R A Cや米山奨学生にも参加協力を行い、心地よいロータリーファミリーとしての活動も提供します。
- (3) ゲスト、及び会員を元気よく暖かく迎え、積極的に挨拶を交わす受付を目指します。
- (4) 7月13日 日帰り親睦旅行
- (5) 10月2週もしくは3週目 秋の日帰り親睦旅行
- (6) 12月14日 忘年家族懇親会
- (7) 2023年4月頃 春の一泊親睦旅行（コロナの情勢を鑑みて計画します）

越中八尾委員会

委員長 澁谷 登志和
副委員長 小谷 逸朗
委員 濱岡 千寿郎

1. 基本方針

越中八尾ロータリークラブと末永くお付き合い出来る一助の年にしたい。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

コロナの為2年半連絡を取れていないので現在の状況がつかめない中、今年、55周年を迎えるので何か協力が出来ないか連絡を取ります。

3. 活動計画

- (1) 越中八尾ロータリークラブ創立55周年をともに祝う（未定）
- (2) 両クラブの公式訪問を行う

プログラム委員会

委員長 相馬 康人
副委員長 山本 勝彦
委員 高井 榮彌
村本 順三
山口 智士
柏木 武生宜
佐々木 洋

1. 基本方針

「持続可能なロータリーへ」との会長方針の下、一回の華やかさよりも会員に継続した成長を促すSeedとなる知恵・知識・機会を提供できるよう、そのような卓話の場を設けていきたい。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

(小谷前年度委員長)

前年度は多様な外部の方を招くことに注力し、会員増強に貢献できたと自負しているが、一方で会員個人による卓話回数が少なくなり3回に留まっている。次年度は会員の発表の場を増やしてはどうかと思う。

3. 活動計画

(1) 卓話に対する会員の興味喚起

会員に今後の卓話内容を周知し、興味を持っていただけるよう努める。

具体的には

- ・会報での卓話の次回予告において、卓話者・タイトルだけでなく内容の概要を掲載していただき、周知する。
- ・会員の興味がありそうなジャンル（認知症など）について、同一の卓話者ならびに団体からシリーズで卓話を行っていただく（前回の卓話が面白ければ、次回に対しても会員が期待を抱き、出席率の向上につながるのではと考える）。
- ・上記のニーズのあるジャンルを洗い出すため、会員に対してアンケートを行う。

(2) 会員個人（委員会以外）の卓話回数増

クラブ研修委員会

委員長	松本	新太郎
副委員長	井川	孝三
委員	柏木	武生宜
	松井	良介
	新宮	一誓
	山陰	恭志
	吉田	法功

1. 基本方針

ロータリーの基本理念を再確認する。
故戸田P Gの書き残されたものから学ぶ。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活動計画

- (1) 卓話を通じて「ロータリーとは…」を学ぶ。
- (2) 研修会の開催

クラブ広報委員会

委員長	谷口	善紀
副委員長	菅野	茂人
委員	居相	英機
	原田	達也
	田中	康貴
	児林	健太

1. 基本方針

今年度会長方針「持続可能なロータリーへ」に基づき、広報活動を通じてD E I を実践し、会員相互の繋がり地域社会との繋がりを、より活性化させてまいります。また八尾ロータリークラブの認知度向上と地域に貢献する団体としての存続・発展のため、他の委員会との連携を図り、情報収集並びに情報提供活動を推進してまいります。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

特にありません。

3. 活動計画

- (1) 会員への情報提供活動を行います。
 - ・例会の情報を翌週周知するため、会報を発行します。
 - ・毎月、広報委員および新入会員により「ロータリーの友」を紹介します。世界のロータリアンの活動や功績を学び感想を得ることで、活動目的の共有と意識の向上に努めます。
- (2) 地域への情報提供活動を行います。

クラブWebサイト、Face Book、その他媒体を活用し、各奉仕活動の情報を地域に発信することで、八尾ロータリークラブの認知度向上に努めます。
- (3) 会員増強推進委員会と協働し、新入会員募集の支援を行います。
 - ・SNSを活用の上、地域・年齢・関心を切り口にターゲットィングを設定し、効果的に情報をリーチし、多様な入会候補者の確保に寄与します。
- (4) 「ロータリー賞」各項目の目標達成を促し、各種表彰への申請を奨励します。ロータリークラブ・セントラルへその達成を報告し、受賞によって会員の満足度および参加意識の高揚に寄与します。

職業奉仕委員会

委員長	野村俊隆				
副委員長	倉内雅寛				
委員	寺坂哲之	山本勝彦			
	宇野泰正	小谷逸朗			
	友田昭	児林健太			
	北山弾也				

1. 基本方針

ロータリークラブは人の集まりです。
人と人とが接することで、気づき、影響を受け、人として、また経営者として成長していく。
そして職業を通して社会に貢献する。
これこそが、本年度のテーマ「持続可能なロータリー」の実現につながるものと考え、職業奉仕委員会として「人づくり」にこだわった活動をしてまいります。
また、他の委員会とも連携して事業を行いたいと思います。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活動計画

- (1) フォーラムの開催
「内なる人づくり」として、会員を講師としてテーマを設定し、語ってもらう。
これまでの心に残る経験、事業に対する想い、従業員に対する想い、今後について 等
- (2) 炉辺会議の開催
- (3) 職業奉仕月間の卓話
- (4) その他 他委員会との連携事業

社会奉仕委員会

委員長	富田宏
副委員長	浦上健司
委員	菅野茂人
	松井良介
	澁谷登志和
	平尾貴英

1. 基本方針

「持続可能なロータリーへ」のテーマと「D E I」「多様性 (Diversity)、公平さ (Equity)、インクルージョン (Inclusion)」を可能な限り実践しつつ社会奉仕事業に取り組んで行きたいと考えております。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

- (1) イルミネーション事業
- (2) 餅つき大会
- (3) 里親、里子支援事業

3. 活動計画

- (1) イルミネーション点灯事業を八尾R A C主催に移管していけるように指導していきます。
八尾R A Cの看板事業に育ててもらう。
R A Cの会員増強に役立ててもらう。
若い感性で事業をさらに発展・展開してもらう。
- (2) 餅つき大会
- (3) 自然の中で、輝き、子供食堂事業の拡充
R C + I A C + R A C 出来る限り連携して事業の発展、拡充を進める。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の対策を検討、実施する。

国際奉仕委員会

委員長	鍋島圭太
副委員長	松井良介
委員	中島孝夫
	飯田寛光
	西村衛一
	福村修一

1. 基本方針

今年度、当委員会の国際奉仕活動は会長のテーマである「持続可能なロータリーへ」を念頭に、併せてR I 会長テーマ「イマジン・ロータリー」を掲げられ、推進する取り組みである「多様性、公正さ、インクルージョン」を考慮して、国際奉仕委員会としての奉仕活動を実施してまいります。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活動計画

- (1) 姉妹クラブ台北東RCとの有事相互支援の検討。
- (2) 八尾市在住の外国人、少年、少女へのスポーツを通じての支援の検討を他委員会とも協力して行う。
- (3) 現在交流経験のない国（ウズベキスタン等）への交流の可能性の検討。
- (4) 国際大会への参加者を募る。
- (5) ウクライナの支援について検討する。

ロータリー財団委員会

委員長	平尾貴英
副委員長	山本昌市
委員	大熊勉人
	相馬康人
	倉内雅寛

1. 基本方針

ロータリー財団の理解を深めてもらう。今年度から恒久基金の集め方が変わったので説明し、理解していただく。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活動計画

- (1) 年次基金として、会員1人当たり\$150の寄付金の達成を図る。
- (2) ポリオプラス基金として、会員1人当たり\$50の寄付金の達成を図る。
- (3) 恒久基金として、会員1人当たり\$30の寄付金の達成を図る。
- (4) ロータリー財団の重要性と歴史の卓話をおこなう。

青少年奉仕委員会

委員長	宮 川	清
副委員長	福 田	隆 教
委 員	山 本	昌 市
	吉 田	法 功
	児 林	秀 一
	鼓呂雲	健 造
	松 岡	伸 晃

1. 基 本 方 針

ロータリーファミリーの垣根を超えた活動の機会を作ると共に青少年の成長に関与し育成することは八尾ロータリークラブ活動の根幹であり、他の人に盡せる人材を育てる事で将来のリーダーとして社会で活躍できる逸材を輩出するために、インターアクト・ローターアクト・米山奨学生の事業に参加し協力してまいります。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活 動 計 画

- (1) 金光八尾中学校・高等学校インターアクトクラブ活動に協力し参加します。
- (2) ローターアクト例会への参加
- (3) 八尾市教育委員会の事業への参加
- (4) ロータリー米山記念奨学事業の推進及び寄付金目標の達成
- (5) 少年サッカー大会への協力

インターアクト委員会

委員長	竹 中	浩 人
副委員長	加 藤	優
委 員	中 島	孝 夫
	新 宮	一 誓
	大 熊	勉
	曾 家	清 弘
	浦 上	健 司

1. 基 本 方 針

現在のコロナの状況、対策を踏まえ学校の方針、インターアクトクラブの方針を尊重しその時の状況に合わせるように推進致します。

インターアクトクラブ顧問と連携しwebなどを通じ連絡をとり共に社会奉仕活動や国際交流などを通じ一助となるように心がけます。

インターアクト委員会、合同委員会など必要に応じて参加し適宜なアドバイスをスムーズにできるよう心がけます。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

インターアクトクラブからローターアクトクラブ推進の補助をします。

3. 活 動 計 画

- (1) 金光八尾中学校高等学校インターアクトクラブへの活動支援を行います。
- (2) インターアクト委員会や行事への参加。
- (3) 青少年委員会を筆頭にローターアクト委員会、米山委員会と密接に連携し協力します。
- (4) インターアクターによる「子供食堂開催」への協力。

ローターアクト委員会

委員長	曾	家	清	弘			
副委員長	山	本	隆	一			
委員	菅	野	茂	人	田	中	康 正
		大	槻	恭	介	友	田 昭
		大	橋	裕	之	倉	角 和 弥
		北	山	弾	也		

1. 基本方針

今年度の八尾ロータリークラブのテーマは「持続可能なロータリーへ」です。将来にわたり持続的・永続的に活動するには、提唱クラブである八尾RCのご指導も必要となります。そのためにはローターアクトも積極的に八尾ロータリークラブの例会・奉仕活動にも参加する事が大事になります。お互いが、より良い関係を築き、存続、発展していく事を進めて行きたいと思っております。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

前年度について、話を聞くとローターアクトの例会出席率が悪いと聞いております。コロナ感染拡大により、仕事が優先となるのは解りますが、出来る範囲、例会欠席を少なくするために、月に1回ローターアクト委員会で討論したいと思えます。

3. 活動計画

- (1) ローターアクトの例会出席率向上。
(ローターアクト委員会 月/1回・会議)
- (2) ローターアクトが八尾RCの例会・奉仕事業の参加・協力。
(ローターアクト例会に、八尾RCが参加を募る為、又今後ローターアクトがロータリアンになるための土台として)
- (3) ローターアクトクラブ地区奉仕事業の参加・協力。
(地区奉仕事業にも、IACに参加・協力を募る)
- (4) ローターアクトクラブ会員拡大への協力。
(先般、ローターアクトの人数が減少のため)
- (5) ローターアクトクラブ海外研修。
(海外での交流・文化等を学び親睦を深めるため)
- (6) ローターアクトクラブがIAC・学友会・青少年交換プログラム・RYLAなどの奉仕事業に参加・協力する。
(色々な行事に参加を募る)
- (7) イルミネーション事業のローターアクトクラブへの移管を支援する。
(八尾RACの看板事業に育てる。会員拡大にも役立てる。)

米山奨学会委員会

委員長	福	村	修	一
副委員長	倉	角	和	弥
委員	山	本	義	治
	村	本	順	三
	山	口	智	士
	飯	田	寛	光
	加	藤		優

1. 基本方針

ロータリー米山記念奨学会は、将来母国と日本との懸け橋となって国際社会で活躍する優秀な留学生を支援することを目的としています。

この目的を基本として、米山記念奨学事業の在り方について考える一年にしたいと考えております。

また、他委員会の活動にも積極的に参加します。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活動計画

- (1) 奨学生に卓話をしていただく。
- (2) 奨学生にローターアクトの参加していただくように提案する。
- (3) 1人あたりの寄付目標額（3万円）達成できるように活動する。(メール、電話等)
- (4) 八尾ロータリークラブで過去に支援した米山学友（元奨学生）を追跡調査して、近況報告を委員会から卓話で発表する。

クラブ戦略計画委員会

委員長	井川孝三
副委員長	吉本憲司
委員	佐野清
	松本新太郎
	田中康正
	長竹浩
	稲田賢二
	児林秀一

1. 基本方針

中長期のクラブ運営の方向性を継続的に考える委員会である。
単年度では、解決が困難な課題に取り組む。
また、他委員会の活動にも積極的に参加します。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活動計画

- （１）委員会開催は原則年４回（７月、10月、１月、４月の第三または第四例会後）
- （２）カウンセラー制度の実施。
- （３）65周年に向けて（特に記念事業について）
- （４）姉妹クラブ、友好クラブとの関係

八尾ロータリークラブ定款

2013年7月施行

第1条 定 義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

- 1. 理事会：本クラブの理事
- 2. 細 則：本クラブの細則
- 3. 理 事：本クラブの理事会メンバー
- 4. 会 員：名誉会員以外の本クラブの会員
- 5. R I：国際ロータリー
- 6. 年 度：7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 名 称

本会の名称は、八尾ロータリークラブとする。

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は次の通りとする。
八尾市全域

第4条 目 的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。
具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実質的な規準である。

- 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
- 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
- 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
- 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
- 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉

八尾ロータリークラブ定款

目 次

条	題 目	頁
1	定 義	定・細－2
2	名 称	定・細－2
3	クラブの所在地域	定・細－2
4	目 的	定・細－2
5	五大奉仕部門	定・細－2
6	会 合	定・細－3
7	会 員 身 分	定・細－3
8	職 業 分 類	定・細－4
9	出 席	定・細－4
10	理事および役員	定・細－5
11	入会金および会費	定・細－6
12	会員身分の存続	定・細－6
13	地域社会、国家および国際問題	定・細－8
14	ロータリーの雑誌	定・細－9
15	綱領の受諾と定款・細則の遵守	定・細－9
16	仲裁および調停	定・細－9
17	細 則	定・細－10
18	解 釈 の 仕 方	定・細－10
19	改 正	定・細－10

仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第6条 会 合

第1節 例会

- (a) 日および時間：本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定例の会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更：正当な理由のある場合は、理事会は、例会を前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消：例会日が一般に認められた祝日を含む国民の休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会で武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが3回を越えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会：役員を選出するための年次総会は、細則の定めるところに従い、12月31日までに開催されなければならない。

第7条 会員身分

第1節 全般的資格条件：本クラブは、善良な成人であって、職業上及び地域社会にあって良い世評を受けているものによって構成されるものとする。

第2節 種類：本クラブの会員の種類は正会員及び名誉会員の2種類とする。

第3節 正会員：R I 定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。(R I 定款第5条第2節についてはP.16を参照)

第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン：

- (a) 会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は元会員によって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブに移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求することができる。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。
- (b) 現会員または元会員。本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。

第5節 二重会員：同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も本クラブの正会員であると同時にローターアクトクラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

- (a) 名誉会員の資格条件：ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人およびロー

タリーの目的を末永く支援することでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

- (b) 権利および特典：名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利はある。

第7節 公職に就いている人：一定の任期の間選挙または任命によって公職にあるものは、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前に職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 R I の職員：本クラブは、R I に雇用されている人を会員として保持できる。

第8条 職業分類

第1節 一般規定

- (a) 主な活動：各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正：理事会は正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限：5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10%より多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員あるいは、R I 理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブはこれらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条 出 席

第1節 一般規定：各会員は本クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、その他の活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60%に出席するか、または会合出席中に不意にその場を去らなければならなかった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会前後の14日間：例会の定例の時の前14日または14日以内に、
 - (1) 他のロータリークラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60%に出席すること。または、
 - (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会協同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブまたは、仮ロータリー地域社会協同隊、仮親睦活動の例会に出席すること。または、
 - (3) R I 国際大会、規定審議会、国際協議会、R I 元並びに現役員のためのロータリー研究会、R I 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会、またはR I 理事会、またはR I 理事会を代行するR I 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、

- R I の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修協議会、R I 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。また、
- (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが定例の時間または場所において例会をひらいていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席および参加すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブにウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

- (b) 例会時において：例会のときに、
- (1) 本節(a)項の(3)にあげた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) R I 役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (4) R I に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (5) メイクアップする機会ができないような僻遠の地で、地区、R I またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて例会に出席できない場合。

第2節 転勤による長期の欠席：会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は勤務先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 出席規定の免除：次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12ヶ月間までとする。ただし、健康上の理由から12ヶ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12ヶ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。そのような健康上の理由による欠席は、クラブの出席記録上で欠席として算入されないものとする。
- (b) 一つまたは複数のロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 R I 役員の欠席：会員が現役のR I 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 出席の記録：本条第3節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第10条 理事および役員

第1節 管理主体：本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 権限：理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することが出来る。

第3節 理事会による最終決定：クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なもので

あって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも5日前の、当該提訴の予告が、幹事により各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員：クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長（任命された場合）、および幹事は、全員理事会メンバーとする。また、会計、および会場監督（任命された場合）は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。

第5節 役員の選挙

- (a) 会長を除く役員の任期：各役員はクラブの細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期：会長は細則の定めるところに従って、就任する直前の18ヶ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から、会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は7月1日に就任し、1年間、または後任者がしかるべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格要件：各役員および各理事は、いずれも本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、当クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトはガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任出来ないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長がクラブ会長を継続して務めるものとする。

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。但し、第7条第4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第12条 会員身分の存続

第1節 期間：会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

- (a) 会員資格条件：会員が、会員の資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

- (1) 理事会は会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1ヵ年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることが出来る。但しこの場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (2) 理事会は本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) 再入会：会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結：名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間を更に延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結一会費不払

- (a) 手続き：所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が書面をもって催告しなければならない。催告の日付け後、10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って会員身分を終結しても差し支えない。
- (b) 復帰：理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適用していない場合はいかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 終結一欠席

- (a) 出席率：会員は
- (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50%に達しているか、クラブのプロジェクト、その他の活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスのとれた割合でその両方を満たしていなければならない。
- (2) 年度の各半期間に、本クラブの例会総数のうち少なくともその30%に出席、またはクラブのプロジェクトに参加しなければならない。(R I 理事会によって定義されたガバナー補佐はこの義務を免除されるものとする。)

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。

- (b) 連続欠席：会員の会員身分は理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は過半数によって会員の会員身分を終結することができる。

第5節 他の原因による終結

- (a) 正当な根拠：理事会はいかなる会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席している全投票理事の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節、「四つのテスト」、及びロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。
- (b) 通知：本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員はかかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会にたいして書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また理事会に出頭て、自分の立場を釈明する権利を持しつものとする。かかる予告の通達は配達証明便、または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填：本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴

があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。但し、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を越えない場合はこの限りではない。

第6節 会員身分の終結に提訴または調停、仲裁を求める権利

- (a) 通知：幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって当該会員に通知しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第15条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思にあることを通知することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限：提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が書面をもって、全会員宛に与えなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁：調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである。
- (d) 提訴：もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定：もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗：調停を要求したが、調停に失敗した場合、本節
- (a) 項の規定に従い会員はクラブに提訴するか、仲裁に訴えることが出来る。

第7節 理事会による最終決定：もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会：いかなる会員も、本クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 資産関与権の喪失：いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 一時保留：本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振る舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) 立証された場合、これらの告発が、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他の本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合（本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする）、
- 理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い（ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で）、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

第13条 地域社会、国家および国際問題

第1節 適切な主題：地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共の問題の功罪は、本ク

ラブ会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブはいかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止：本クラブは公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。

またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 政治的主題の禁止

(a) 決議および見解：本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議しない見解を、採択したり配布してはならない。またこれに関して行動を起してはならない。

(b) 嘆願：本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して：ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第14条 ロータリーの雑誌

第1節 購読義務：R I 細則に従って、本クラブがR I 理事会によって、本状規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りR I の機関雑誌またはR I 理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6ヶ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料：購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払い金を会員から徴収し、R I の事務局にまたはR I 理事会の指定によって購読することになった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第15条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は本クラブの特典を受ける事が出来る。各会員は定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第16条 仲裁および調停

第1節 意見の相反：理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起り、このような場合のために規定されている手続きによっては、どうしても解決できない場合、その問題は論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

第2節 調停または仲介の期限：調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 調停：このような調停の手続きは、国もしくは都道府県に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、または国際ロータリー理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めて指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリークラブの会員のみが指定されることが出来る。クラブは適切な調停技能と経験を有するロータリークラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代表人に要請することができる。

(a) 調停の結果：調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者

が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請する事が出来る。

(b) 調停の失敗：調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴える事が出来る。

第4節 仲裁：仲裁が要請された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリークラブの会員のみが指定されることが出来る。

第5節 仲裁人または裁定人の決定：もし仲裁人が要求され、仲裁人によって合意に達した決定もしくは両仲裁人が意見の一致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴する事は出来ない。

第17条 細 則

本クラブは、R I の定款・細則、R I によってR I の管理上の地域単位が認められている場合にはその手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を認めるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正する事が出来る。

第18条 解釈の仕方

「郵便」「郵送」および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

第19条 改 正

第1節 改正の方法：本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方法については、R I 細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第3条の改正：定款の第2条（名称）および第3条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも出席している全投票、会員の最低3分の2の賛成投票によって改正する事が出来る。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に各会員及びガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、R I 理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

八尾ロータリークラブ細則

2013年7月1日

第1条 定 義

- 1. 理事会:本クラブの理事会
- 2. 理 事:本クラブの理事会メンバー
- 3. 会 員:名誉会員以外の本クラブ会員
- 4. R I：国際ロータリー
- 5. 年 度：7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 理 事 会

- 1. 本クラブの管理主体は、本クラブの会員11名からなる理事会とする。
すなわち会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計と、理事として任命された副会長および会場監督、本細則第3条第1節に基づいて選挙された4名以内の理事をもって構成する。
- 2. 同一の役職が数名選出され、もしくは1名が複数の役職を重任することにより総議決数が偶数となる場合は、八尾ロータリークラブ定款第10条第4節に定められた範囲において、理事会の裁量で議決権の付与を調整、決定するものとする。

第3条 理事および役員の選挙

第1節

- (イ) 会長は、理事および役員を選出すべき年次総会の5週間前の例会において、候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）を設けるため、9名の委員候補者氏名を発表し会員の賛成を得て委嘱し、委員長は委員の内より前々年度会長がその任にあたる。
- (ロ) 委員長は、直ちに「指名委員会」を招集して、次の案件を審議しなければならない。
 - 1. 次々年度の会長候補者指名に関する提案…現会長が、会長の資料および候補者名簿を「指名委員会」に提出する。
 - 2. 次年度の副会長・幹事・会計・会場監査（S A A）ならびに4名の理事候補者指名に関する提案…次年度会長エレクトが会員の資料および候補者名簿を「指名委員会」に提出する。
- (ハ) 「指名委員会」において審議決定された前記各候補者氏名は年次総会の2週間前の例会において「指名委員会委員長」により発表され、年次総会において賛否を問われるものとする。
- (ニ) 年次総会において、賛成過半数を獲得した候補者は、それぞれ理事及び役員に当選したのものとして、会長によって発表される。
- (ホ) 前項によって次々年度会長に選ばれた会員は、7月1日に始まる次年度に、役員たる会長エレクトとして理事会のメンバーに入り、次々年度の7月1日に会長に就任するものとする。
- (ヘ) 「指名委員会」は、毎年度新たに設け、任期終了を持って自動的に解散する。なお、「指名委員会」は、現会長、次年度会長、前々年度会長および、ロータリー歴3年以上の会員より入会年次層を代表するものをもって構成する。

第2節 選出された理事および役員に、次年度7月1日に会長エレクトとなるべき次々年度会長を加えて、次年度理事会を構成する。

第3節 理事またはその他の役職に生じた欠損は理事会の決定によって補填するものとする。

第4節 理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠損は、残りの被選理事会の決定によって補填されるものとする。

第5節 第4節の規定にかかわらず、会長エレクトに欠損を生じたときは、第1条第1節の手続により決定する。

第6節 次年度会長は、次年度理事会の承認のもとに、次年度副幹事、副会場監督（S A A）を委嘱することが出来る。なお、副幹事及び副会場監督は準役員とする。

八尾ロータリークラブ細則

目 次

条	題 目	頁
1	定 義	定・細－12
2	理 事 会	定・細－12
3	理事および役員の選挙	定・細－12
4	役 員 の 任 務	定・細－13
5	会 合	定・細－13
6	入会金および会費	定・細－14
7	採 決 の 方 法	定・細－14
8	奉 仕 部 門	定・細－14
9	委 員 会	定・細－14
10	委員会の任務	定・細－15
11	出席義務規定の免除	定・細－16
12	財 務	定・細－16
13	会員選挙の方法	定・細－17
14	決 議	定・細－17
15	例会議事の順序	定・細－17
16	改 正	定・細－18
17	発 効	定・細－18

八尾ロータリークラブ細則 内規

第1条第1節に関する内規	定・細－19
第5条第2節に関する内規	定・細－19
慶弔規定	定・細－19
事務局員雇用規定	定・細－20

第4条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 直前会長

理事会のメンバーとしての任務、および会長か理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第3節 会長エレクト

理事会メンバーとしての任務およびその他会長また理事会によって定められる任務を行うものとする。

第4節 副会長

会長不在の場合に本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第5節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR I に対して行い、R I 公式雑誌の購読料を徴収してこれをR I に送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、幹事の任務とする。

第6節 会計

すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。その職を去るに当って会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督（S A A）

通常その職に付随する任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

第8節 副幹事・副会場監督（準役員）

副幹事、副会場監督の任務は幹事および会場監督をそれぞれ補佐し、その不在の場合にその任務を代行することとする。

第5条 会 合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は、毎年12月の第1例会日に開催されるものとする。そしてこの年次総会において、次々年度の会長および次年度の理事・役員の選挙を行わなければならない。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は、水曜日12時30分から13時30分まで開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消しは全てクラブ会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの会員はすべて、名誉会員（またはクラブ定款の規定に基づき、理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日その出席または欠席が記録され、その出席は本クラブまたは他のロータリークラブにおいてその例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは定款第19条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 総会定足数

会員総数の3分の1をもって、本クラブの年次総会の定足数とする。

第4節 理事会

定例理事会は、毎月第1例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって召集されるものとする。但し、その場合然るべき予告を行わなければならない。

第5節 理事会定足数

理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節

入会金は10万円とし、入会承認に先だって納入すべきものとする。但し定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節

会費は年額27万4千円とし、毎年7月、1月にその半額を納入する。中途入会者が納める会費は月割りとし、ザ・ロータリアン誌・またはロータリーの友誌の購読料も会費と同時に納入し、人頭分担金および地区資金他の各々については定め額を納入すべきものとする。

第3節

会長は、必要のあるとき理事会の承認を得て臨時会費の額を定め、随時これを徴収することが出来る。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第8条 奉 仕 部 門

奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委 員 会

第1節

- (イ) 会長は理事会の承認のもとに次の常任委員会部門を設置するものとする。
 - ①クラブ管理運営部門 ②青少年奉仕部門 ③職業奉仕部門
 - ④社会奉仕部門 ⑤国際奉仕部門その他、必要に応じて同様の手続きを以て特別委員会を設けることができる。
- (ロ) 会長は、理事会の承認のもとに各部門の中に必要と考える特定の分野を担当する委員会を設置するものとする。
- (ハ) 会長は理事の中から各部門の担当理事を任命し、且つその中の委員会の委員長及び少なくとも2名以上の委員を任命するものとする。
- (ニ) 会長は職権上、すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- (ホ) 各部門担当理事は本細則によって付託された職務及び更にこれに付け加えて会長または理事会が付託する事項を処理するものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの担当理事は理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (ヘ) 会員は会長により要請された役員、及び委員の就任を拒むことなく、指定された職に就くことが望ましい。また、本細則によって別段の定めがある場合を除き、継続事業の状態に依りて連続2年以上の重任を妨げるものではない。
- (ト) 会長は本クラブ運営のため理事会承認のもとに必要と考える臨時の委員会（特別委員会等）

を設置することが出来る。

(チ) 各部門は、担当理事（委員長）と特定分野を担当する委員長によって構成される。

第10条 委員会の任務

第1節 クラブ管理運営部門

- この部門は、クラブの効果的な運営に関連する活動について指導し実施するものである。この部門の中に出席、親睦活動、プログラム、クラブ研修、クラブ広報の5委員会を設置する。
- (イ) 出席委員会 この委員会は、すべての会員があらゆるロータリーの会合に出席すること。これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会等への出席を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会に出席できない場合、他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席をよくするためのよりよき奨励案を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (ロ) 親睦活動委員会 この委員会は、会員間の親密度を高め、友誼を増進し、用意されたクラブのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般的目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (ハ) プログラム委員会 この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを企画、準備し、手配しなければならない。
- (ニ) クラブ研修委員会（併：規定文献委員会、会員増強委員会、会員研修委員会）この委員会は、
1. 会員の勧誘と会員維持に関する包括的な計画を立て、常に本クラブの会員増強を図るため未充填の職業分野を充填するために適当な人物を推薦するよう積極的に努めるものとする。会員選考については、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、すその人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査し、そして、すべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告するものとする。
 2. 職業分類については、毎年出来るだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行い、その調査から職業分類の原則を適用し、充填、未充填職業分類表を作成しなければならない。そして、あらゆる職業分野の問題について理事会と協議しなければならない。
 3. 会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員特に新会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、国際ロータリー管理運営の動向についての情報を提供する方策を提供し、これを実施するものとする。
 4. 八尾ロータリークラブ定款・細則、その他の規定の整備
 5. 国際ロータリーの定款・細則、手続要覧等の研究
 6. ロータリークラブに関する分権の研究、調査に努め、併せて交換されたバナーの整備を行う。
- (ホ) クラブ広報委員会（併：会報委員会）この委員会は、
1. 一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕活動を推進する計画をたて、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案してこれを実施するものとする。
 2. クラブ会報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、毎例会のプログラムを発表及び、前回の例会の重要事項を報告し、親睦の増進と、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、並びに世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝え、本クラブの歴史的資料の記録と整理を任務とする。また、雑誌月間の主催及び「ロータリーの友」等の雑誌についてはクラブ例会において毎月雑誌の簡単な記事の紹介を行って、新会員の意識向上に努めるとともにロータリアン以外の人々にも役立てるものとする。

第2節 職業奉仕部門

職業奉仕委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員の職業に

おける慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実践するものとする。

第3節 社会奉仕部門

社会奉仕委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、実施するものとする。

第4節 国際奉仕部門

- この部門の中に、国際奉仕とロータリー財団の2委員会を設置するものとする。
- (イ) 国際奉仕委員会 この委員会は、本クラブの会員が国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。
- また、本クラブ（または当地区）が、日本国外における国際的な社会奉仕活動に協力する方策を考案し、これを実施する。
- なお国際交流に関しては、姉妹クラブや友好クラブとの交流を活発化し、地区の関係委員会などとの協調により、広く世界のロータリークラブやロータリアンとの交流を図る方策を考案しこれを実施する。
- (ロ) ロータリー財団委員会 この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立てて、これを実施するものとする。
- 第5節 青少年奉仕部門
- この部門の中に青少年奉仕とインターアクトとローターアクトの3委員会を設置する。
- (イ) 青少年奉仕委員会 この委員会は次世代を担う青少年の健全なる育成のための諸方策を考案し実行するものとする。
- (ロ) インターアクト委員会 この委員会はインターアクトクラブの運営を指導し、援助を与え、そして本クラブとの間に密接な協力関係を維持することに努めなければならない。なお、年々継続性を保つため委員の重任を妨げない。
- (ハ) ローターアクト委員会 この委員会は本クラブにおいて提唱した八尾ローターアクトクラブの運営に関する指導及び育成のための活動を行うものとする。
- また、米山奨学担当を設置して会員が米山記念奨学会の活動に協力するよう指導し推薦し、役立つ方策を思案し実施するものとする。

第6節 特別委員会

この委員会は、理事会の承認のもとに、必要と考える臨時の委員会を設置するものである。この特別委員会の統括は会長がその任 に当たるものとする。

第11条 出席義務規定の免除

理事会に対し書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は、出席義務規定の免除が与えられ、12ヶ月を超えない限りに於て、本クラブの例会出席を免除される。（注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し、八尾ロータリークラブ定款第9条第2節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない。）

第12条 財 務

第1節 会計は本クラブの資金の少額を手許現金として留保し、その他の全てを理事会の指定する金融機関に預金しなければならない。クラブの資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわちクラブ運営と奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 本クラブの全ての収入および支出は担当理事、管理および会計の署名または押印した入手

金伝票により行い、支払いは会計が振り込みまたは、現金で行う。

第3節 本クラブの会計年度は、7月1日から翌6月30日に至るまでの期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間、および1月1日から6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日現在の会員数に基づいておこなわれるものとする。(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は、R I 事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。)

第4節 各会計年度の始めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第5節 本クラブの会計処理は、毎年1回理事会の指名する会計幹事により、毎期末に監査を受けなければならない。

第13条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに所属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定ある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節 理事会が決定を承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブ会員に発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後14日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも推薦者に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議申し立てがあった場合は、理事会は次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式とオリエンテーションを行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をR I に報告しなければならない。クラブ研修委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第14条 決 議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付記しなければならない。

第15条 例会議事の順序

- ①開会宣言（点鐘・合唱）
- ②来賓・来訪ロータリアンの紹介
- ③出席報告
- ④委員会報告

- ⑤会長・幹事の報告
- ⑥会場監督（S A A）の報告
- ⑦卓話・その他のプログラム
- ⑧閉会（点鐘）

なお、食事の時間を含む場合は上記議事いずれの前後に配しても 差し支えないこととする。

第16条 改 正

本規則は、定足数の出席する例会において任意の例会において、出席会員の3分の2以上の賛成投票によって改正することが出来る。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前までに各会員に郵送されてなければならない。クラブ定款、およびR I 定款、細則と背馳するとき改正または条項追加は行うことはできない。

第17条 発 効

本細則の改訂は、2013年7月1日より発効するものとする。

八尾ロータリークラブ細則内規

第1条第1節に関する内規

- ①会長は、指名委員会の委員長候補者および委員候補者の推薦にあたって、特に次の事項に留意しなければならない。
 - (イ) 次々年度会長候補者、および次年度理事役員候補者と目される会員を除くことがのぞましい。
 - (ロ) 当該年度の指名委員長がその任務を果せない事情が生じた場合前年度の指名委員長がその任にあたるものとする。
- ②次々年度会長候補者の選考にあたっては、会長経験者を招集し、広く意見を徴取するとともに、手続要覧に定められた有資格者中から、少なくとも就任時にはロータリー歴10年以上有すると共に年齢50才以上のものを推薦することがのぞましい。
- ③次年度理事・役員候補者の選考に際して、会員のロータリー歴および、諸役の経験を加味して、慎重に検討することがのぞましい。
- ④当該年度の指名委員長である前々年度会長は理事会に出席することが出来る。

第5条第2節に関する内規

会員会費一部免除の件

1. 長期欠席者の会費について
長期欠席者については本人の体調不良による事情で、長期に亘り例会に出席できない場合、医師の診断書もしくは書面の提出により、理事会の承認を得て下記の如く会費の一部を免除するものとする。
会費一部免除申請条件
 - (1) 出席規定免除者であること
 - (2) 入会20年以上であること
 - (3) 満80歳以上の会員
 - (4) 長期にわたる病気療養中の会員
 - (5) その他やむを得ない特別事情による申請については理事会において審議する。上記の項目に当てはまる会員は半期ごとに書面で申請し、理事会の承認を必要とする。
理事会で承認された会員については会費のうち半期5万円を免除するものとする。

慶弔規定

第1条（目的）

この規定は、八尾ロータリークラブ会員、家族及び関係者に対する慶弔並びに見舞いに関して定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規定に定めるところにより慶弔等のあった日から1ヶ月以内に会員、家族または関係者から会長に通知のあったものに対し、第3条以下の条項に従い慶弔の意を表するものとする。

第3条（慶事）

会員が叙勲、受賞、学位称号等を受けた場合。その他会員の身辺または職場等に特に慶事（喜寿・米寿等）があった場合は適宜祝意を表することが出来る。

1. 叙勲、国家表彰、功労賞、学位称号、及び上記に準ずる受賞等：3万円程度の金品
2. 喜寿、米寿：3万円程度の金品

第4条（疾病）

会員が疾病又は傷害等により入院が1週間以上に及んだ場合：1万円

第5条（災害）

会員の住居又は職場が火災、風水害その他の災害により著しく被害を受けた場合は、その実情により適宜慰問又は見舞いを理事会で検討する。

第6条（死亡）

会員もしくはその家族が死亡した場合

1. 会員：3万円及び供花又は楮
2. 会員夫人：2万円及び供花又は楮
3. 会員の父母並びに子女：1万円及び供花又は楮

第7条（関係者）

当クラブ会員以外で当クラブと特に密接な関係のあるものに対する慶弔並びに見舞いについては、前各条の規定に準じて会長が理事会に諮り、その都度これを定める。但し、急を要し理事会に諮る暇のない時は、会長の裁量によって決定することが出来る。

第8条（裁量）

前各条の慶弔等に関する金品の種類又は額の決定については会長の裁量にゆだねる。

第9条（実施者）

以上の慶弔並びに見舞いの実施に当たっては会長、副会長、幹事内2名以上、もしくはそのうちの1名と他の会員1名以上が同行して行うものとする。

第10条（施行）

本規程は2007年12月5日より施行する。

この内規は、改正又は修正の必要が生じた場合、規定文献委員会は理事会に提出し承認を得て改善することが出来る。

事務局員雇用規定

第1条（総則）

本規定は、八尾ロータリークラブが雇用する事務局員に適用されるものとする。

第2条（雇用契約）

八尾ロータリークラブの特性上、会長をはじめとする理事・役員が毎年改選されるため、事務局員の雇用期間は原則、ロータリークラブの年度と同じ毎年7月から翌年6月までの1年間とする。新年度の理事・役員は、当該年度が始まるまでに、雇用契約更新の有無を事務局員に対して通知するものとする。

第3条（労働時間、休日など）

勤務時間や勤務曜日、休日などは別途、発生が予想される業務量も考慮しながら当該年度の理事・役員と事務局員が話し合いの上で決定する。
また本来休日にあたる日に出勤した場合などは、代休の取得などについて双方の話し合いの上で決定することができる。

第4条 （賃 金）

賃金については、契約年度の理事・役員が決定する。

第5条 （定年、退職、解雇）

定年は満60歳とし、定年に達した月の末日をもって退職とする。ただし双方が希望する場合、雇用を延長することができる。

事務局員が退職を希望する場合、責任を持って後任者への引き継ぎを行うものとする。

勤務状況が著しく不良で改善の見込みがない場合や、懲戒解雇に相当する事由がある場合などは、解雇することがある。

第6条 （そ の 他）

本就業規則に定めのない事項に関しては都度、契約年度の理事・役員が協議の上で決定する。

第7条 （施行、改正）

本就業規則は、2017年7月5日より施行する。

改正の必要が生じた場合、理事会の承認を得て改正することができる。

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- ① 真実か どうか
- ② みんなに公平か
- ③ 好意と友情を深めるか
- ④ みんなのためになるか どうか

